

住民異動などの届け出は忘れずに!

就職・進学・転勤などで住民異動の多い時期になります。住所などを異動したときは、住民異動の手続きにあわせて、国民健康保険(国保)や年金などの手続きも必要となります。手続きには、本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・保険証など)を持参してください。また、同一世帯以外の方が代理人として住

民異動届を出す場合には委任状が必要です。

問い合わせ先

市民課 (☎0848⑥76047 FAX0848⑥76062)
本郷支所地域振興課(☎0848⑥1111)
久井支所地域振興課(☎0847②7111)
大和支所地域振興課(☎0847③0222)

届 け 出 内 容	届 け 出 に 必 要 な も の
市外に転出する人	印鑑 国保被保険者証.....国保の加入者 後期高齢者医療被保険者証.....後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証.....65歳以上の人 40歳から64歳までで認定を受けている人
市外から転入した人 転入した日から14日以内に 届け出をしてください	印鑑 転出証明書.....前住所地の市区町村発行のもの 後期高齢者医療被保険者証 (県内から転入).....後期高齢者医療保険の加入者 後期高齢者医療負担区分等証明書(県外から転入).....後期高齢者医療保険の加入者 介護保険受給資格証明書.....要介護の認定を受けている人 年金証書.....年金を受給している人
市内で転居した人 転居した日から14日以内に 届け出をしてください	印鑑 国保被保険者証.....国保の加入者 後期高齢者医療被保険者証.....後期高齢者医療保険の加入者 介護保険被保険者証.....65歳以上の人 40歳から64歳までで認定を受けている人 年金証書.....年金を受給している人
世帯主の変更 変更があった日から14日 以内に届け出をしてください	印鑑 国保被保険者証.....国保の加入世帯

●自動交付機の利用を!

3月・4月は、窓口が大変混雑します。住民票の写し・印鑑登録証明書・税証明書(所得証明書など)は、自動交付機を利用してください。
※暗証番号を登録してある市民カードが必要になります。

●利用時間

平日 8時30分～19時
土・日曜日 8時30分～17時30分

※祝日は利用できません。

●問い合わせ先

市民課(☎0848⑥76047)

●年金の届け出を忘れずに

進学、就職、退職、結婚などにより、年金の種類が変わることがあります。忘れずに届け出をしてください。

●国民年金保険料は前納割引があります

一定額の保険料をまとめて前払いすると割引になる前納制度があります。

●問い合わせ先

三原年金事務所(☎0848③411)

4月1日(木)から、開庁時間が8時30分から17時15分に変更されます

4月1日(木)から、市役所本庁・各支所などの開庁時間が、8時30分から17時15分までとなります。

来庁する際には時間に注意してください。

なお、保育所など開庁時間に変更のない施設もありますので、必要に応じて各窓口を確認してください。

4月1日(木)から毎週木曜日、次の業務を19時まで延長します

市民課(市役所本庁1階)

- 住民票、印鑑登録証明書、戸籍証明書(一部の証明を除く)、身分証明書(本籍転籍3か月未満の場合を除く)の交付
 - パスポートの交付(申請はできません)
- ※延長する業務は、上記の交付業務です。住民異動届けや保険証の発行など、上記以外の業務はできませんので、注意してください。

税制収納課(市役所本庁2階)

- 市税(国民健康保険税を含む)、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納
- 納税相談

問い合わせ先 職員課(☎0848⑥76025 FAX0848④7101)